しがネット受付サービスによる
長期優良住宅認定申請マニュアル

令和7年 10 月

滋賀県土木交通部
建築課建築指導室

目次

1.申請前の確認事項 2
【確認①】申請窓口 2
【確認②】受付日の考え方 3
2.「しがネット受付サービス」による申請手順 4
【Step0】 申請フローの確認 4
【Step1】申請書データの作成 5
【Step2】しがネット受付サービスによる申請手順 7
【Step3】申請データの補正手順(申請データに不備がある場合のみ) 21
【Step4】認定通知書・副本の受領手順 22
【Step5】しがネット受付サービスによる工事完了報告手順 23
【その他】 取下げ手順等 23
3. よくある質問 24
【工事着手日について】 24

1.申請前の確認事項

【確認①】申請窓口

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下、「長期優良住宅法」という。)に基づく申請は、認定を受けようとする住宅の所在地および規模に応じて、下記申請窓口(土木事務所または滋賀県庁)へ提出してください。

住宅の所在地	住宅の規模	申請窓口
栗東市 野洲市 甲賀市 湖南市 日野町 竜王町	階数3以下 かつ 延べ面積 2,000㎡未満	**甲賀土木事務所** 管理調整課建築指導係 所在地:甲賀市水口町水口 6200 TEL:0748-63-6163 FAX:0748-63-1504 メール:koka-chouki@pref.shiga.lg.jp
愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 米原市		**湖東土木事務所** 管理調整課建築指導係 所在地:彦根市元町 4－1 TEL:0749-27-2250 FAX:0749-23-3531 メール:kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp
高島市		**高島土木事務所** 管理調整課建築指導係 所在地:高島市今津町今津 1758 TEL:0740-22-6046 FAX:0740-22-6077 メール:takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp
上記の市町	上記以外	**滋賀県庁** 建築課建築指導室指導係 所在地:大津市京町4丁目1－1 TEL:077-528-4258 FAX:077-528-4912 メール:shidou@pref.shiga.lg.jp

※大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市につきましては、市役所で長期優良住宅法の認定事務を行っておりますので、各市の建築指導担当課にお問い合わせください。

※長期優良住宅法に基づく申請および本マニュアルに関する質疑・相談は、上記の表に記載されている各土木事務所または滋賀県庁までお問い合わせください

【確認②】受付日の考え方

申請は工事着手前までに行う必要があります。

原則として、受付日はしがネット受付サービスにより申請がしがネット受付サービスに到達した日ではなく、しがネット受付サービスの対応ステータスが「処理中」となった時点とし、この時点から工事に着手することができます。

対応ステータスの確認については、申請後に送付されるメールに記載の URL から確認していただくことが可能です。対応ステータスの確認方法については本マニュアルの「●対応ステータスの確認」からご確認ください。

※ しがネット受付サービスによる届出は24時間可能ですが、開庁時間外の申請の場合は職員による審査は次の開庁日以降となります。年末年始等の長期閉庁期間中は、職員による審査ができないため、余裕を持った申請をお願いします。

※手数料に誤りがある場合、申請取り下げの上、再申請が必要になります。申請取り下げ方法については本マニュアルの「【その他】 取下げ手順等」をご確認ください。

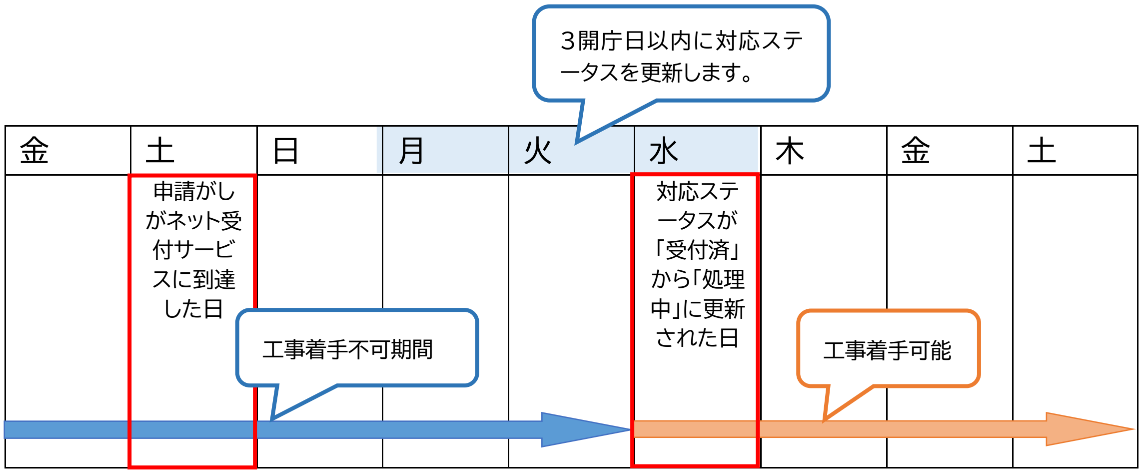

2.「しがネット受付サービス」による申請手順

【Step0】 申請フローの確認

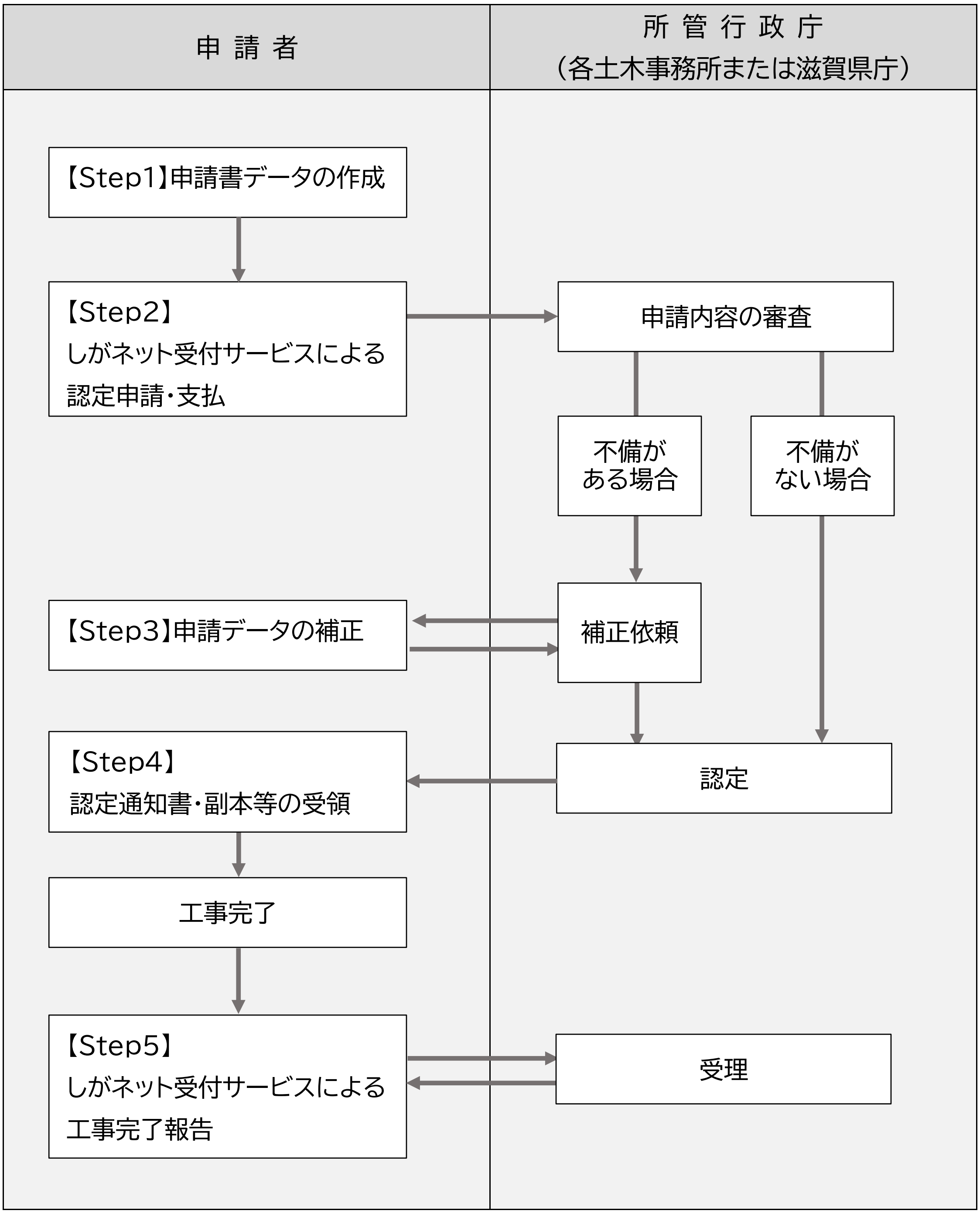

※しがネット受付サービスによる対応ステータスが「処理中」にならなければ工事に着手できません。

【Step1】申請書データの作成

申請に必要な書類について、滋賀県ホームページから様式をダウンロードし、それぞれ別の PDF ファイルで申請書を作成してください。

https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302871/104096.html

<table>
<tr><th>申請種別
必要書類</th><th>法第5条認定申請（新築）</th><th>法第5条認定申請（増改築）</th><th>法第5条認定申請（既存住宅）</th><th>法第8条変更認定申請</th><th>法第9条変更認定申請</th><th>法第10条承継申請</th><th>工事完了報告書</th></tr>
<tr><td>認定申請書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>建築物別概要書※1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>※6</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>委任状※2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>居住環境基準確認報告書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="5">※6</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>災害配慮基準確認報告書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>維持保全計画書※3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>確認書または性能評価書※4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>図面等※5</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>状況調査書</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>工事履歴書</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>不動産売買契約書</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>地位の承継の事実を証する書面</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>誓約書</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>維持保全状況報告書</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>※6</td><td>－</td><td>※7</td><td>－</td></tr>
<tr><td>工事完了報告書</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td></tr>
<tr><td>軽微変更箇所を示す書類※8</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td></tr>
<tr><td>検査済証の写し</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>任意</td></tr>
</table>

※1：共同住宅等である場合のみ添付

※2：申請者が他者に手続きを委任する場合のみ添付

※3：申請書において別紙とする場合のみ添付

※4：確認書または性能評価書を活用する場合のみ添付

※5：図面等に評価機関のスタンプ等の押印がない場合は、評価機関から返却された副本一式を提出してください。

※6：変更部分にかかる書類のみ添付

※7：軽微変更がある場合のみ添付

※8：認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況についての報告を求めるかは各申請窓口にご確認ください。

●各必要書類はひとつのファイルとせずに、書類の種類ごとにファイルを分けてください。

●ファイル名は本マニュアルp.5 表中の必要書類名を参考に記載してください。

例）認定申請書.pdf

●添付ファイル容量に上限があります。

データが大きい場合は縮小もしくは分割してください。

ファイル容量が不足する場合は、しがネット受付サービスにて添付可能データ分のみ申請後、申請先へご連絡ください。

別途、滋賀県大容量ファイル転送システムにてデータを提出していただきます。

【Step2】しがネット受付サービスによる申請手順

事前準備

- しがネット受付サービスの申請を開始するには、①「ログインして申請に進む」と②「メールを認証して申請に進む」の2通りの手段があり、①の手段による場合は、事前にアカウント登録が必要です。
  「ログインして申請に進む」の場合、①-1. Google でログイン、①-2. LINE でログイン、①-3. Graffer アカウントでログインの3通りから選択可能です。選択後は画面の指示に従ってログインしてください。

- この手続にはクレジットカードによる決済が必要です。お手元に有効なクレジットカードを用意してください。

- メールのやり取りが発生しますので、下記のメールアドレスからのメールを受信できるようにしておいてください。
  - koka-chouki@pref.shiga.lg.jp （甲賀土木事務所）
  - kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp （湖東土木事務所）
  - takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp （高島土木事務所）
  - shidou@pref.shiga.lg.jp （滋賀県建築指導室）
  - noreply@mail.graffer.jp （しがネット受付サービス）

ログインする

長期優良住宅認定のオンライン申請について（令和7年10月1日から受付開始）

2025年2月20日

オンライン申請窓口

以下の地域の建築物は、しがネット受付サービスによるオンライン申請が可能です。 詳細は、下記土木事務所または滋賀県土木交通部建築課建築指導室まで問い合わせ願います。

申請建物の位置	申請建物の規模	認定申請の申請フォーム（第5条・第8条・第9条・第10条）	工事完了報告の申請フォーム	申請窓口	問い合わせ先
栗東市・野洲市・甲賀市・湖南市・日野町・竜王町	階数3以下かつ延べ面積2,000平米未満	こちらをクリック	こちらをクリック	甲賀土木事務所管理調整課建築指導係	0748-63-6163
米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	階数3以下かつ延べ面積2,000平米未満	こちらをクリック	こちらをクリック	湖東土木事務所管理調整課建築指導係	0749-27-2250
高島市	階数3以下かつ延べ面積2,000平米未満	こちらをクリック	こちらをクリック	高島土木事務所管理調整課建築指導係	0740-22-6046
上記の市町	上記以外	こちらをクリック	こちらをクリック	滋賀県庁建築課建築指導室	077－528-4258

①滋賀県ホームページから、しがネット受付サービスにアクセスする。

※申請する建物の所在地・規模により申請先が異なります。

※認定申請と工事完了報告の申請は、申請フォームが異なります。

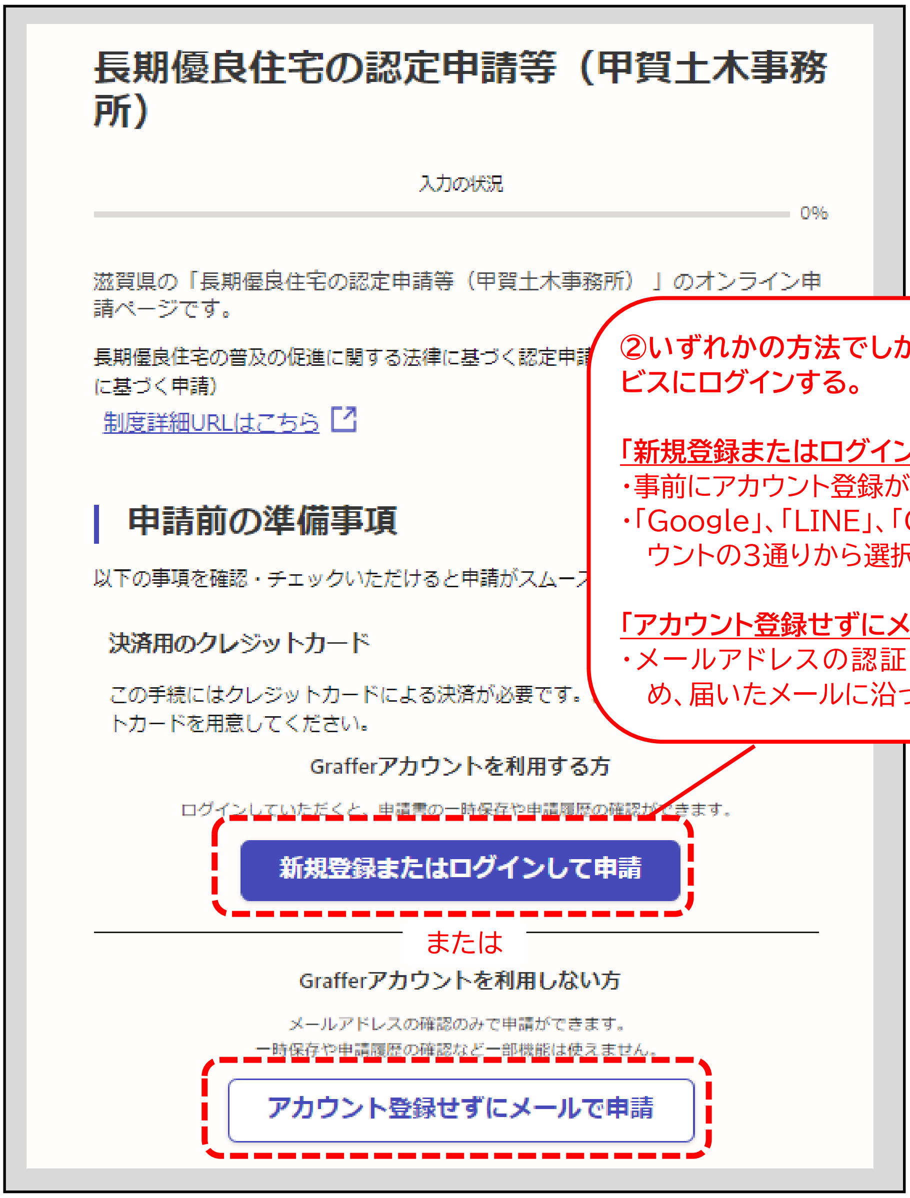

長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）

入力の状況

0%

滋賀県の「長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）」のオンライン申請ページです。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請

に基づく申請）

制度詳細URLはこちら

申請前の準備事項

以下の事項を確認・チェックいただけると申請がスムーズ

決済用のクレジットカード

この手続にはクレジットカードによる決済が必要です。

トカードを用意してください。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。

一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

②いずれかの方法でしがネット受付サービスにログインする。

「新規登録またはログインして申請」…

・事前にアカウント登録が必要。

・「Google」、「LINE」、「Graffer」のアカウントの3通りから選択可能。

「アカウント登録せずにメールで申請…

・メールアドレスの認証メールが届くため、届いたメールに沿って認証する。

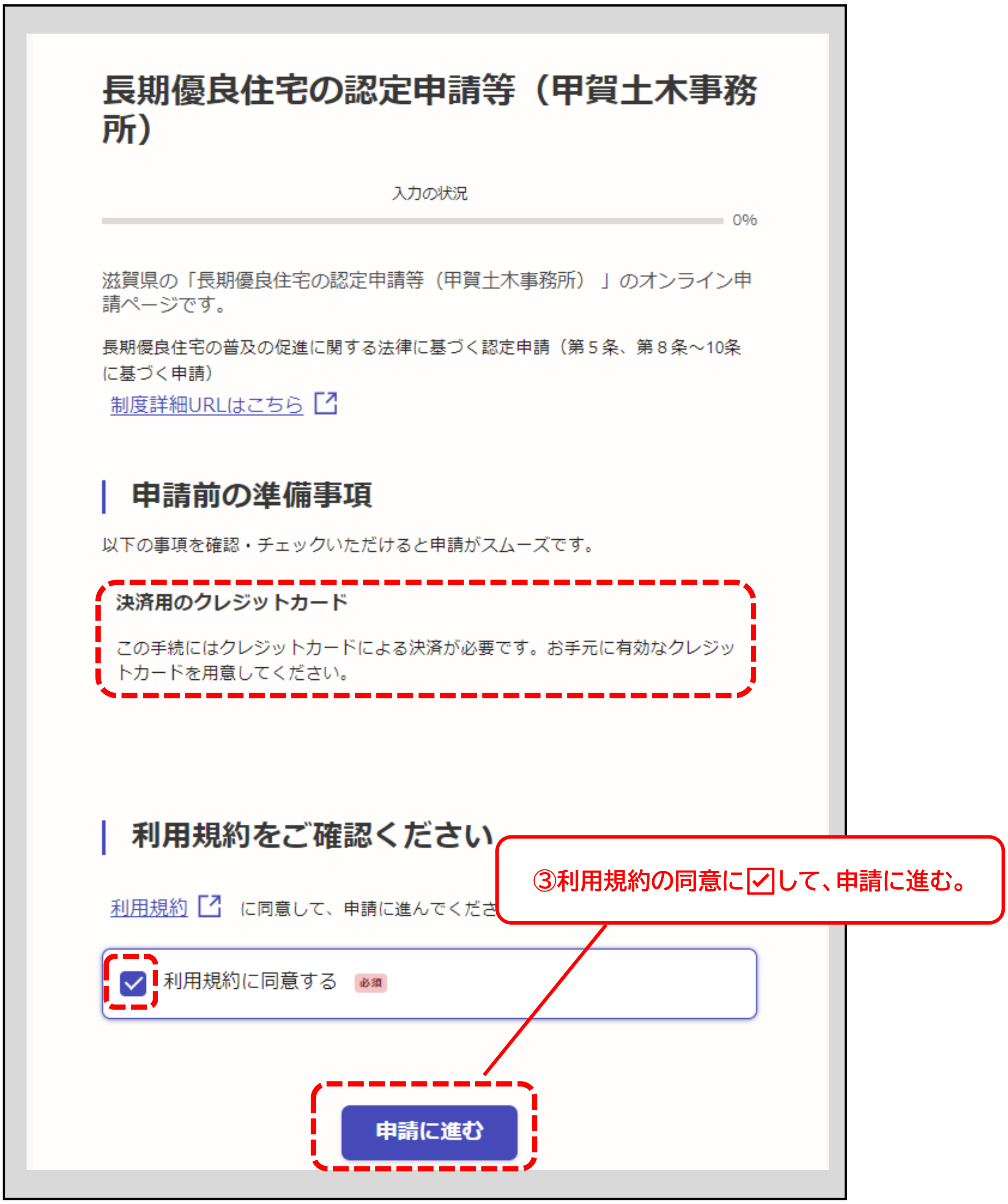
長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）
入力の状況
0%
滋賀県の「長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）」のオンライン申請ページです。
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請（第５条、第８条～10条に基づく申請）
制度詳細URLはこちら
申請前の準備事項
以下の事項を確認・チェックいただけると申請がスムーズです。
決済用のクレジットカード
この手続にはクレジットカードによる決済が必要です。お手元に有効なクレジットカードを用意してください。
利用規約をご確認ください
利用規約 に同意して、申請に進んでくださ
利用規約に同意する 必須
申請に進む
③利用規約の同意に☑して、申請に進む。

必要情報の入力

長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）
入力の状況
14%
入力フォーム
申請者の情報
申請者の種別 必須
個人
法人
④いずれかを選択する。
氏名 必須
申請者の情報を入力してください。
氏名（カナ） 必須
申請者の情報を入力してください。
⑤申請者の情報を入力する。
入力内容に不備があります。内容を確認してください。
一時保存して、次へ進む

長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）

入力の状況

20%

入力フォーム

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報

申請者の種別 必須

- ○ 個人
- ● 法人

⑥いずれかを選択する。

法人を検索して自動入力する

法人名 必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。

※代理者による申請の場合は代理者の情報の情報を入力

法人名（カナ） 必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。

法人代表者名 必須

電話番号 必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。
日中連絡が取れる電話番号を入力してください。

※日中連絡が取れる電話番号を入力してください。
連絡がとれない場合、受付に時間を要する場合があります。

メールアドレス 必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。

連絡担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）

入力の状況

40%

入力フォーム

申請の内容

申請する住宅の位置（市町） 必須

下記以外の場所で建築する場合、この申請フォームからは申請できません。

選択してください

申請する建築物の規模 必須

下記以外の規模で建築する場合、この申請フォームからは申請できません。
上記位置で下記規模を超える場合は滋賀県庁が申請窓口になります。

選択してください

申請内容 必須

選択してください

工事種別 必須

選択してください

確認書等の添付 必須

選択してください

審査手数料 必須

・滋賀県ホームページから審査手数料を確認の上、金額を入力してください。
（http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/19298.html）
・審査手数料が分からない場合は、甲賀土木事務所へお問い合わせください。

円

必須

☐ 上記の審査手数料が正しいことを確認した

認定通知書の電子交付について 必須

・電子交付を希望しない場合は、土木事務所の窓口で認定通知書（紙）の受取が必要です。

○ 認定通知書の電子交付を希望する

○ 認定通知書の電子交付を希望しない（紙による書面交付を希望）

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

⑦申請する住宅の位置等をプルダウンから選択する。
※申請内容により必要書類が異なるため誤りがないように注意してください。

⑧滋賀県ホームページから審査手数料額を確認し、金額を入力し、☑する。
※金額に誤りがある場合、正しい金額になるまで受付できません。

⑨いずれか選択する。（電子交付推奨）
※電子交付を希望する場合は、システムらから認定通知書をダウンロードできます。
※電子交付を希望しない場合は、申請窓口で認定通知書（紙）の受け取りが必要です。なお、副本等は電子交付になります。

申請書類をアップロードする(例:法第 5 条、長期確認書等の添付ありの場合のフォーム)

⑩【Step1】で作成した書類をそれぞれアップロードする。

入力の状況

60%

入力フォーム

添付書類

**

- 添付ファイルが上限容量を超える場合は、ファイルを分割し「その他で追加添付するファイル」にアップロードしてください。
- その他で追加添付するファイルを使用しても、添付ファイル容量が不足する場合は、申請後に申請先へご連絡ください。

**

認定申請書および建築物別概要書 必須

認定申請書および建築物別概要書（建築物別概要書については共同住宅の場合のみ）アップロードしてください。
建築物別概要書は滋賀県ホームページよりダウンロードできます。
（http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302871/104096.html）
上限10MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

居住環境基準確認報告書 必須

報告書様式は滋賀県ホームページよりダウンロードできます。
（http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302871/104096.html）
上限5MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

居住環境基準確認報告書 必須

報告書様式は滋賀県ホームページよりダウンロードできます。
（http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302871/104096.html）
上限10MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

災害配慮基準確認報告書 必須

報告書様式は滋賀県ホームページよりダウンロードできます。
（http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302871/104096.html）
上限10MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

維持保全計画書 任意

申請書において別紙とする場合のみ、アップロードしてください。
上限10MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

長期使用構造等確認書または住宅性能評価書 必須

評価機関から返却されたものをアップロードしてください。
上限10MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

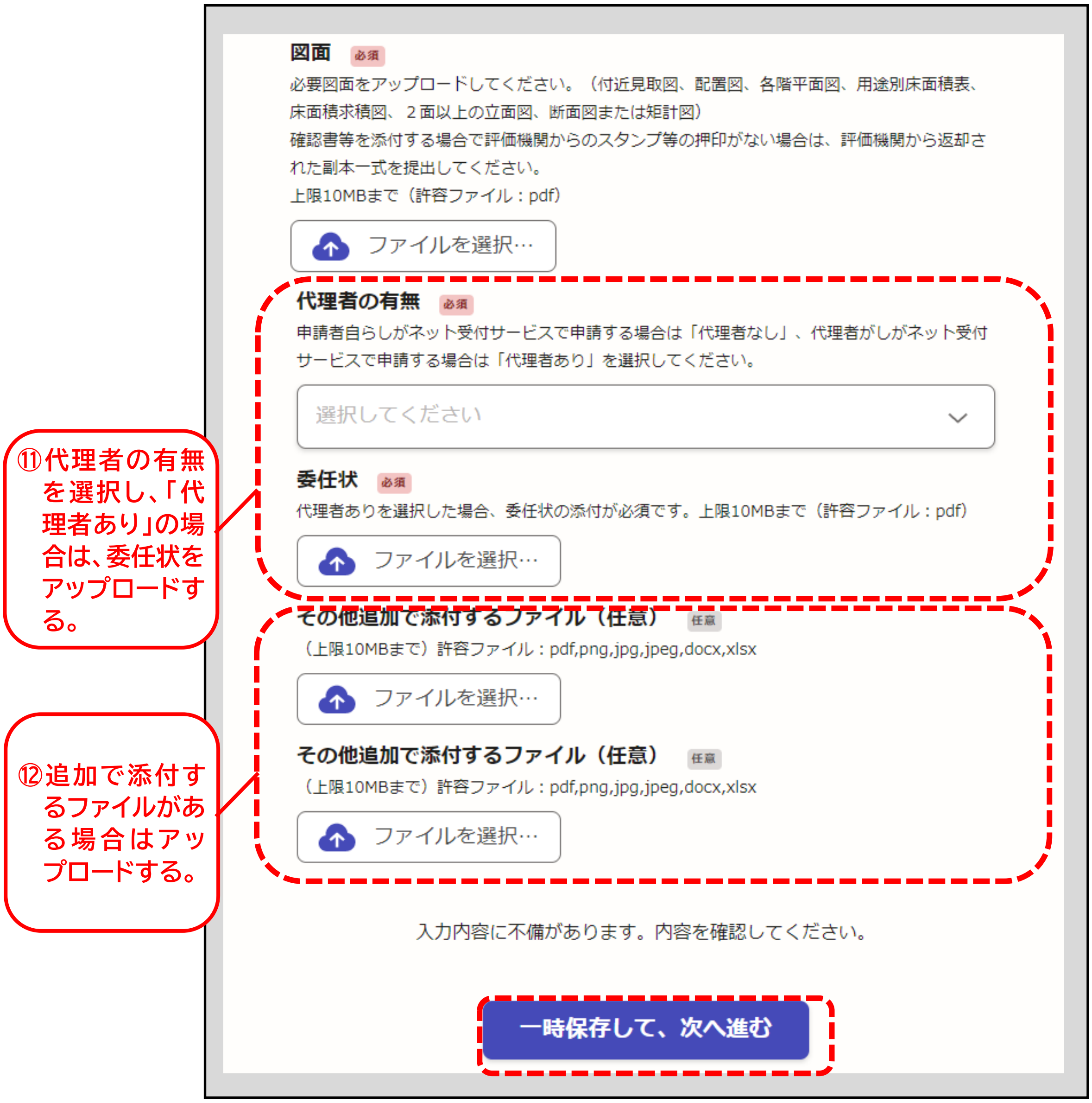
図面 必須

必要図面をアップロードしてください。（付近見取図、配置図、各階平面図、用途別床面積表、床面積求積図、２面以上の立面図、断面図または矩計図）

確認書等を添付する場合で評価機関からのスタンプ等の押印がない場合は、評価機関から返却された副本一式を提出してください。

上限10MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

代理者の有無 必須

申請者自らしがネット受付サービスで申請する場合は「代理者なし」、代理者がしがネット受付サービスで申請する場合は「代理者あり」を選択してください。

選択してください

委任状 必須

代理者ありを選択した場合、委任状の添付が必須です。上限10MBまで（許容ファイル：pdf）

ファイルを選択…

その他追加で添付するファイル（任意） 任意

（上限10MBまで）許容ファイル：pdf,png,jpg,jpeg,docx,xlsx

ファイルを選択…

その他追加で添付するファイル（任意） 任意

（上限10MBまで）許容ファイル：pdf,png,jpg,jpeg,docx,xlsx

ファイルを選択…

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

注意事項を確認する

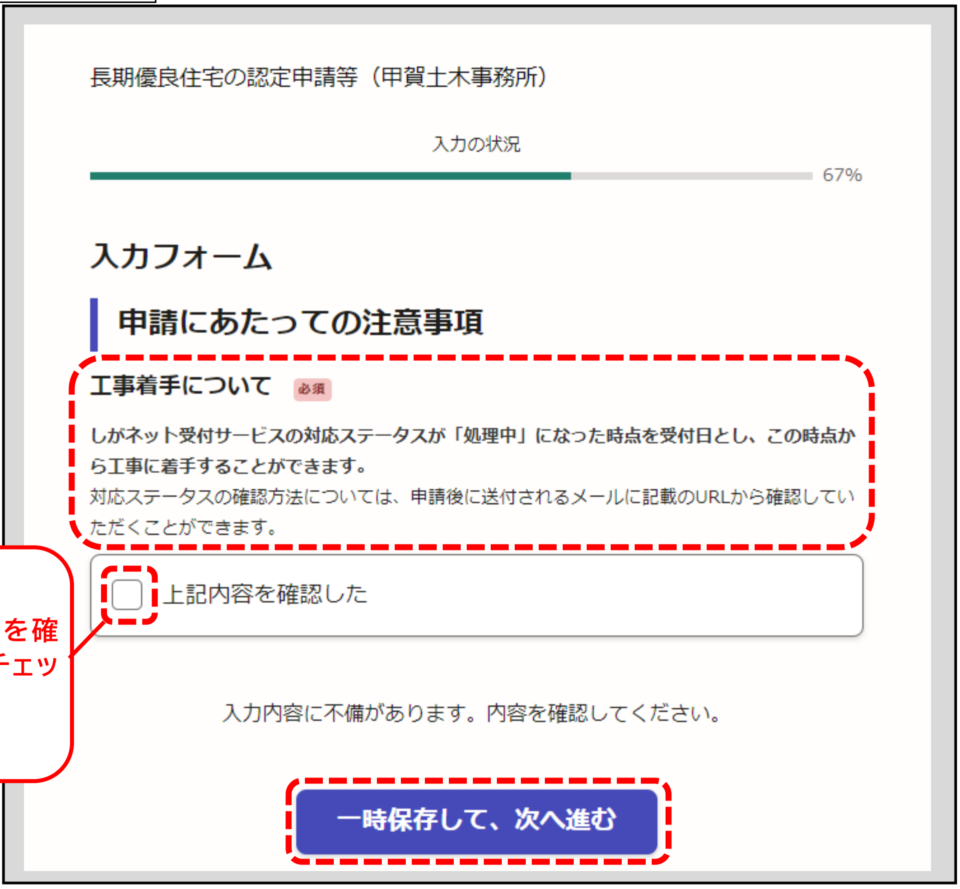

⑬注意事項を確認の上、チェックする。

支払方法を設定する

長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）
入力の状況
支払い方法の設定
支払い方法
お支払いに使うクレジットカードが設定されていませ
設定する
支払い内容
このお手続きの申請には以下の支払いが請求されます。
費目
金額
長期優良住宅認定申請手数料
23,000円
合計
23,000円
非課税
23,000円
次へ進む
申請内容の入力へ戻る
支払い方法
YOUR NAME HERE
ご利用可能なクレジットカード
カード番号
1234 5678 9012 3456
月
年
選択
選択
セキュリティコード
123
キャンセル
設定する
⑭支払いに使うクレジットカードを設定する。
⑮申請手数料に誤りがないか確認する。
※金額に誤りがある場合、⑦に戻り金額を修正してください。

申請する

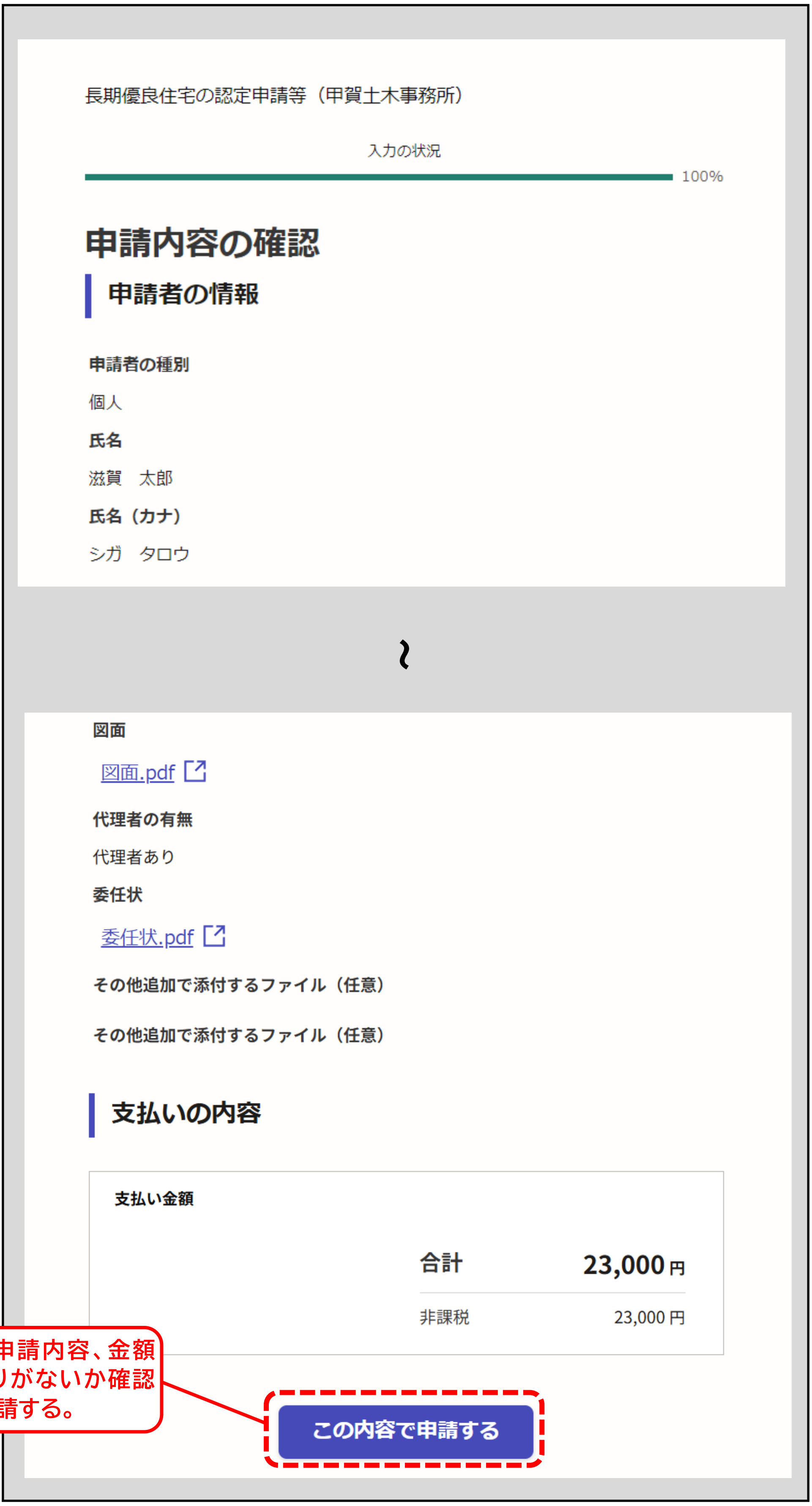

⑯上記申請内容、金額に誤りがないか確認し、申請する。

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、申請内容はこちら（申請詳細） からご確認いただけます。

⑰「申請が完了」と表示されたら、登録されたメールアドレスに「申請確認のお知らせ」メールが届いているか確認する。

差出人 ： noreply@mail.graffer.jp
宛先 ： [redacted]
ＣＣ ：
件名 ：長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所） 申請確認のお知らせ
日時 ： 2025年08月21日(木) 09:47

「滋賀県 長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）」が申請されました。
申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

通常、申請から３週間程度で、認定通知書の交付または補正依頼の連絡を行います。
３週間を経過しても連絡がない場合は、申請窓口となる土木事務所へご連絡ください。

なお、ステータスが「処理中」に更新されると受付となります。「処理中」に更新されるま
手することができません。
ステータスは以下のURLからご確認いただけます。

■ 申請の種類
長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）

■ 申請日時
2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
https://[redacted]

⑱このメールが届いたら、システム上の申請手続きは完了しますが、対応ステータスが「処理中」に更新されるまで工事に着手することはできません。

※通常、３週間程度で「認定通知書の交付」メールまたは、「補正依頼」のメールが申請窓口の土木事務所等から届きます。３週間を経過しても連絡がない場合は、申請窓口の土木事務所等へご連絡ください。

●対応ステータスの確認

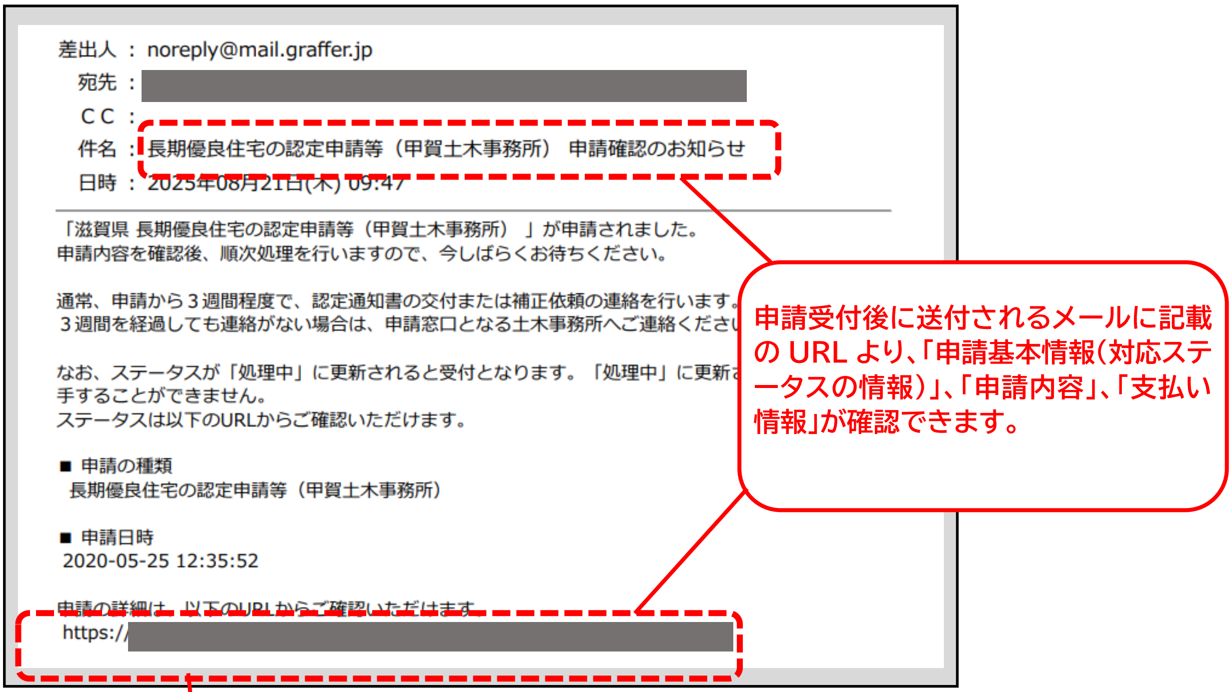

差出人 ： noreply@mail.graffer.jp
宛先 ： [redacted]
ＣＣ ：
件名 ：長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所） 申請確認のお知らせ
日時 ： 2025年08月21日(木) 09:47

「滋賀県 長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所） 」が申請されました。
申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

通常、申請から３週間程度で、認定通知書の交付または補正依頼の連絡を行います。
３週間を経過しても連絡がない場合は、申請窓口となる土木事務所へご連絡くださ

なお、ステータスが「処理中」に更新されると受付となります。「処理中」に更新さ
手することができません。
ステータスは以下のURLからご確認いただけます。

■ 申請の種類
長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）

■ 申請日時
2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
https://[redacted]

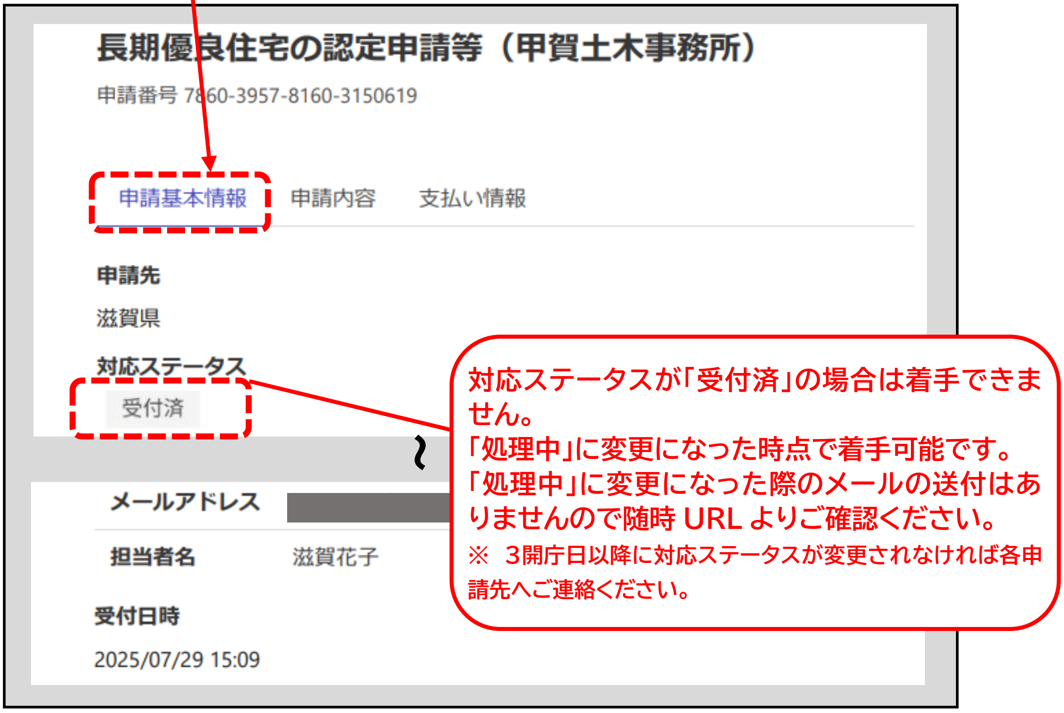

長期優良住宅の認定申請等（甲賀土木事務所）
申請番号 7860-3957-8160-3150619

申請基本情報 申請内容 支払い情報

申請先
滋賀県

対応ステータス
受付済

メールアドレス [redacted]
担当者名 滋賀花子

受付日時
2025/07/29 15:09

●申請情報の確認

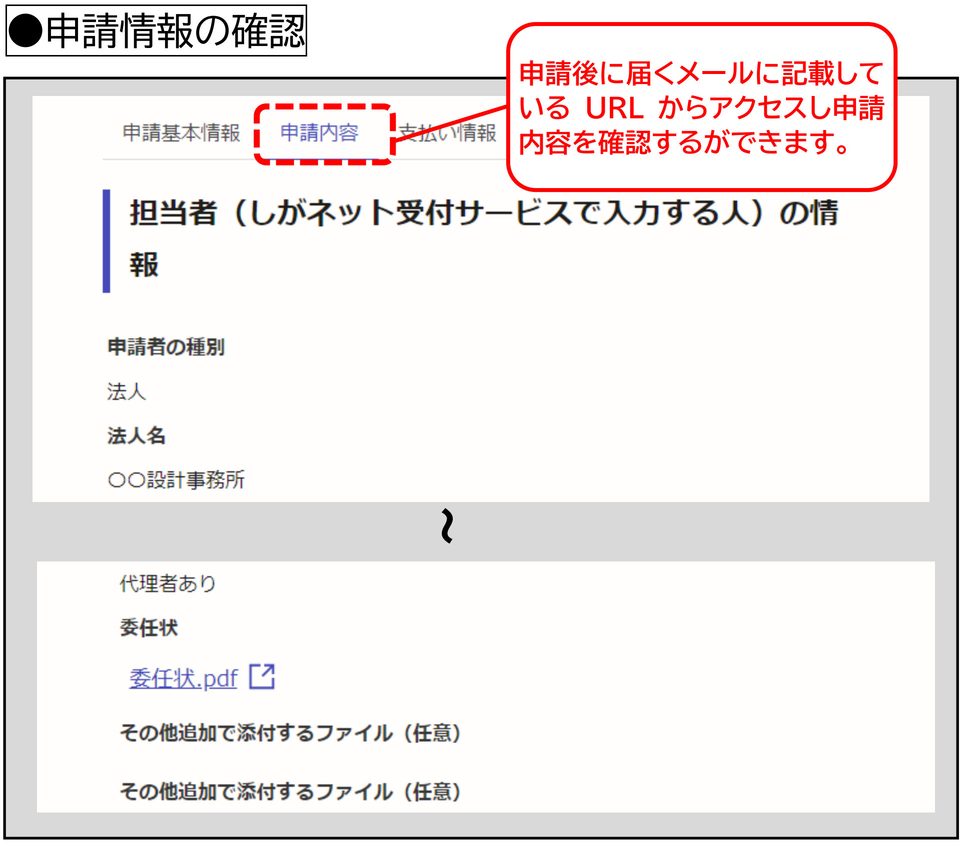

●支払い状況の確認

【Step3】申請データの補正手順（申請データに不備がある場合のみ）

しがネット受付サービスで申請した内容に不備がある場合は、申請窓口となる土木事務所等からメールまたは電話で補正依頼の連絡をします。土木事務所等からの補正依頼に従い、修正したデータを土木事務所等のメールアドレス宛に提出してください。

データ容量が 10MB を超える場合は滋賀県大容量ファイル転送システムにより送付依頼しますので、提出前に申請先にご連絡ください。

※土木事務所等からの補正指示連絡から 2 週間経過しても修正データが提出されない場合は、修正催促通知を発出します。

【Step4】認定通知書・副本の受領手順

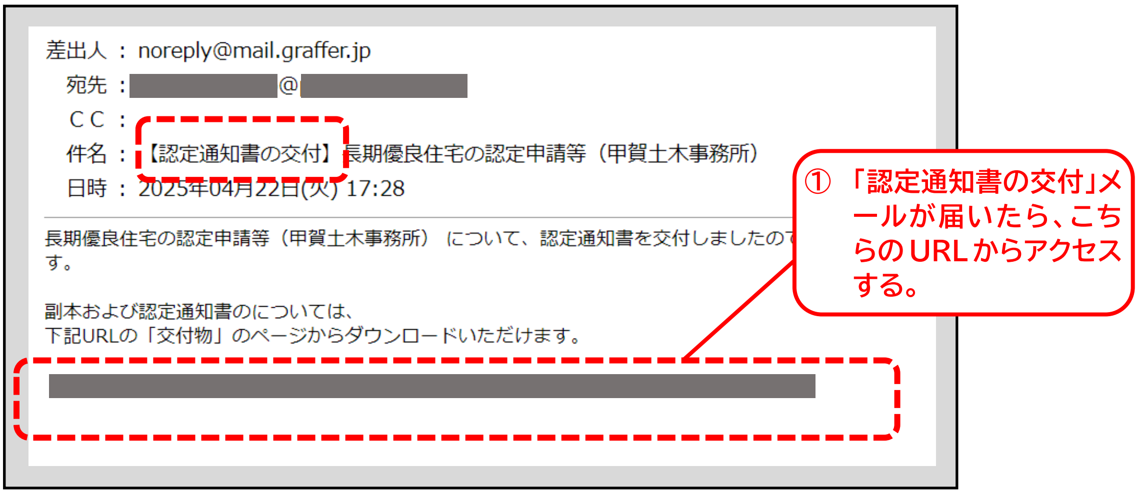

【Step5】しがネット受付サービスによる工事完了報告手順

工事完了報告の申請手順

工事が完了したら、【Step1】～【Step4】と同様の手順でシステムによる工事完了報告を行ってください。【Step4】において、「受理のお知らせ」メールが届きましたら手続きは完了です。

※【Step4】では、副本のみしがネット受付サービスからダウンロードすることができます。（通知書等はありません）

【その他】 取下げ手順等

申請の取下げ方法

※対応ステータスの状況により手順が異なります※

（1） 対応ステータスが「受付済」の場合

対応ステータスが「受付済」の場合は、以下の手順で申請者側から申請をしがネット受付サービス上で取り下げることができます。

1. 申請時に受信した申請確認メールから「申請の詳細」のリンクを開く。
2. しがネット受付サービスにログインする。
3. 「申請を取り下げる」を選択すると申請を取り下げることができます。
   ※申請の取下げを行うと、支払いが自動で返金されます。

（2）対応ステータスが「処理中」の場合

- 申請者側からの取り下げができません。
- 取下げを行いたい場合は、事前に申請先へご連絡の上、滋賀県ホームページより申請取下届の様式をダウンロードしメールにてご提出し、申請取下届受理後にしがネット受付サービスにより副本を返却します。
- 一度審査された申請（対応ステータスが「処理中」）については申請取下届を提出されても返金することができません。

滋賀県 HP（申請取下届）
http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302871/104096.html

取下届提出先（申請先となる土木事務所等へ提出ください。）

- koka-chouki@pref.shiga.lg.jp（甲賀土木事務所）
- kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp（湖東土木事務所）
- takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp（高島土木事務所）
- shidou@pref.shiga.lg.jp（滋賀県建築指導室）

3. よくある質問

【工事着手日について】
Q1： 工事着手はいつの時点で開始してよいか。

A1：しがネット受付サービスにて対応ステータスが「処理中」に更新された時を受付日とし、工事着手していただくことが可能です。なお、対応ステータスが「処理中」に更新後、しがネット受付サービスによりメールの送付は行われませんので、申請後に送付される申請確認メールの URL よりご確認いただけます。
詳しくは本マニュアルの「●対応ステータスの確認」をご確認ください。

※3開庁日以降に対応ステータスの更新がされない場合は各申請先へご連絡ください。
※3開庁日以内の申請については対応ステータスを「処理中」に更新してほしい等の要望は受付けませんので余裕を持った申請を行うようにしてください。